

健康食品産業における知的財産の尊重が さらなる投資と発展生む

2016年から食品の機能が用途発明として特許取得可能に

健康食品分野では、2015年4月の機能性表示食品制度が開始され、今年4月からは特許審査基準が改訂され、食品の機能性について、用途発明として特許が認められるようになった。国を挙げて知財戦略の重視が叫ばれる中、健康食品産業における知財の位置付けはどう変わるのか。知財戦略に詳しい産官学の専門家に討論していただいた。

出席者
(五十音順)

高垣 欣也 氏

株式会社東洋新薬 専務取締役

田村 聖子 氏

特許庁審査第一部調整課 審査基準室長

本田 圭子 氏

株式会社東京大学TLO 取締役

—— 本日はよろしくお願ひします。まず高垣さんから、これまでの健康食品産業における知的財産の位置付けについてお話しください。

高垣 健康食品産業は、1991年に特定保健用食品(トクホ)制度がスタートしてから、大きく成長してきましたが、知的財産に対する認識が必ずしも十分とは言えない状況が続いてきました。これまでどちらかと言えば、研究開発というよりも流行やブームに乗って成長してきたという歴史からか、特許の登録件数を見ても医薬品や化粧品に比べ、大幅に少ないことがわかります。特許を取得して権利を確保していこうという姿勢に乏しかったのではないかと感じています。

しかし近年、健康食品産業にも大手企業が相次いで参入し、業界に対するイメージが大幅に変わってきました。現在では、研究開発、知財保護に熱心な企業と、そうでない企業とに二極化しつつある状況だと思います。

国を挙げて知的財産戦略を推進

—— 2002年2月に小泉純一郎元総理大臣が、知的財産立国を宣言しました。以来、国を挙げて知財戦略を進めていると聞きます。田村さん、その概略をご紹介します。

ください。

田村 小泉元総理の宣言以降、日本は研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護、活用し、我が国産業の国際競争力向上を目指してきました。

そのため、創造・保護・活用の各戦略と人的基盤の充実を柱とする知的財産戦略大綱を策定し、これに基づく知的財産基本法が制定されました。

特許庁では政府のこうした戦略に基づき、特許審査の迅速化、効率化などに



高垣 欣也(たかがき きんや)氏
製薬会社勤務を経て、1998年に健康食品・化粧品
総合受託企業である東洋新薬に入社、
2001年 取締役研究開発本部長を経て、2011年から現職。

取り組んできました。例えば、2004年に開始した「First Action 11 (FA11)」は、10年後に1次審査通知までの期間を11カ月以内に短縮する取り組みです。実際、2013年度末には、開始当初の26.2カ月を11カ月以内としました。

FA11の達成後、現在は、「世界最速、最高品質の特許審査実現」を目標に掲げ、日本で特許を取得すれば海外特許庁の審査が最小限で済み、迅速に特許を取得できるという仕組みづくりを進めています。また、出願企業などに対する面接審査の拡充や、事業に利用される知的財産について、特許のみならず、意匠、商標まで一括して権利化するための「事業戦略対応まとめ審査」を導入し、審査の質向上を推進しています。

—— 健康食品産業についてはどのように捉えていますか。

田村 1991年には約4000億円だった健康食品の市場規模は、2012年には約1兆1850億円に増大しています。こうした成長分野において知的財産の保護および利用を図ることは、特許庁としても非常に重要と考えています。医薬品は原則として病気になってから服用するものですが、健康食品は病気になる前に摂取して、健康で明るく楽しい生活を実現す

る助けとなります。しかも日常的に摂るものなので、市場規模が大きくなり得るのではないのでしょうか。

—— 知財の推進、活用という点については、大学・研究機関などのアカデミアも積極的に取り組んでいますね。

本田 東京大学では、届出書ベースで年間約600件の発明が生まれています。このうち約3割がライフサイエンス分野ですが、特許を産業界と大学をつなぐツールと位置付けています。大学での研究成果の実用化を推進するには、産業界の開発資金が必要です。大学では、その開発資金を誘引するために研究成果を知財として保護することが必要となります。特許出願によって、企業の方々にその権利の範囲内で実用化を目指していただくことができるからです。

—— 東洋新薬における知財保護の主な取り組みをお話ください。

高垣 東洋新薬は、直接商品の販売を行わない受託企業です。品質がしっかりした受託企業であっても知財に対しては無頓着であった中、当社は設立当初から知財を重視し、研究開発から得られた成果の権利化を積極的に行い、知財として保護・管理してきました。その結果、さらなる研究開発への投資も実現しています。知財に関するこうした取り組みが評価され、2015年度には、経済産業省と特許庁が主催する知財功労賞の特許庁長官表彰を受賞しています。

当社の顧客となる販売会社は、当社で製造した商品を販売し、事業として成功させるため、広告などへの莫大な投資を行っています。そうした中、例えば、模倣品が出た場合、当社で製造した商品が特許権などで保護されていれば、販売会社が受ける損害を軽減することができます。逆に当社で製造した商品が他者の特許権を侵害しているようなことがあれば、販売会社は損害を被ることになるわけですが、こうした点からも、知財保護・管理を通じ、顧客を守ることは、商品を製造する私たち受託企業の責務だと思います。

食品の機能性で用途発明による特許取得が可能に

—— 今年4月から食品の機能性について、「用途発明」による特許取得が可能になりました。用途発明の概要と食品分野における意義を田村さんからご説明ください。

田村 用途発明とは、ある物の未知の属性を発見し、その属性によって新たな用途に適用できる、ということに新規性を認める考え方です。例えば、今までがんの治療に使っていた物質が、実は糖尿病の治療にも使えたという場合、物質としては全く同じでも、用途発明として特許を取得できます。医薬品や化粧品の分野では以前から用途発明が認められてきました。

食品については、これまで認められてきませんでしたが、機能性表示食品が制度化されたことや、特許庁の調査で機能についての研究開発投資が拡大していることなどから、審査基準専門委員会



田村 聖子(たむら きよこ)氏
 1990年4月 特許庁入庁、1994年 審査第四部医療審査官、
 2002年 審判部第22部門審判官、
 2013年 審査第三部生命工学審査監理官、2015年から現職。

ワーキンググループにおける審議の結果、用途発明を認めることになりました。

これまででは、企業は生理活性機能を有する物質について、用途発明が認められる医薬品、化粧品の分野についてのみ用途特許を取得していました。今年4月以降は、食品と医薬品をまとめて特許取得する例が増えていますし、知財にあまり関心をお持ちでなかった中小企業や大学の研究者も特許取得に興味を持ち、説明会に来られています。

高垣 当社もこれまで、やむを得ず医薬品分野に限定した特許を取得することがありました。しかし、当社は食品分野が主領域ですので、今回の改訂を好機と捉えています。また改訂以前から準備を進めてきましたので、今後、少しずつ成果を出していけると考えています。

—— 本田さんは今回の改訂をどう見えますか。

本田 これは食品業界が待ちに待った改訂だと考えています。特許法は産業を支える法律ですから、健康食品産業が強力に支えるべき成長分野になったことに対応したのだと思います。大学としても

図 健康食品、化粧品、医薬品の特許登録件数 (2005～2014年累計)



この分野の特許取得を進めていくことになるでしょう。

一方、食品は、医薬品医療機器等法（薬機法）との関係で機能表示できる内容に制限があり、特許を取得した機能について、必ずしも効能などをうたえない場合があります。トクホで認められている範囲外であればトクホも取得できません。こうした点については、今後、健康寿命の延伸や予防医学重視という観点から規制の必要な範囲の見直しと、活用側の適正な使用を期待したいと思います。

知財に対するリスペクトが高まれば 好循環が生まれる

——最後に知財保護の重要性の観点から、健康食品産業が取り組むべき課題についてお話しください。

田村 食品業界の各企業が、用途発明についての新制度を利用して、「強く・広く・役に立つ権利」を取得し、活用していただきたいと思います。ただし、食品業界はすそ野の大変広い業界ですので、特許庁としては新しい制度について、十分な周知を図っていきたくて考えています。

研究開発成果を特許権で保護すれば、他社製品と差別化を図って高い収益を上げることが可能となります。高い収益はより高品質な製品の提供を可能にし、また、収益をさらなる研究開発への

投資とすることで、新たな成果が生み出されるという好循環が期待できます。特許庁としても健康食品産業のような成長分野において、知的財産の保護および利用などを図ることは、非常に重要なことだと考えています。

——企業にとっても心強い支援ですね。では本田さんお願いします。

本田 知的財産を自ら取得するだけでなく、他社の知財をリスペクトするという環境が整っていくことが望ましいと思います。

用途発明を含む制度改訂によって食品業界での知財取得が進むことにより、大学知財に対する見方が変わってくることを期待しています。知財の取得や維持にはさまざまなコストがかかりますが、それ以上に食品の新規機能を解析することには大きな研究コストがかかります。大学知財をライセンス導入するにはコストがかかりますが、自社で研究開発を行うよりもリーズナブルに大学の研究成果を取り入れることができるとの理解が深まれば、食品業界でも大学研究成果の活用を中心とした産学連携が進むのではないのでしょうか。

企業における研究成果の選別の視点、実用化に向けた開発過程などは、大学にとって非常に重要な情報です。企業との連携によって、大学側も学ぶところが大きいと思います。



本田 圭子(ほんだ けいこ)氏 弁理士、医学博士
1994年 東京大学大学院医学系研究科博士課程修了、
2001年 株式会社先端科学技術インキュベーションセンター
(現：東京大学TLO)入社、2003年から現職。

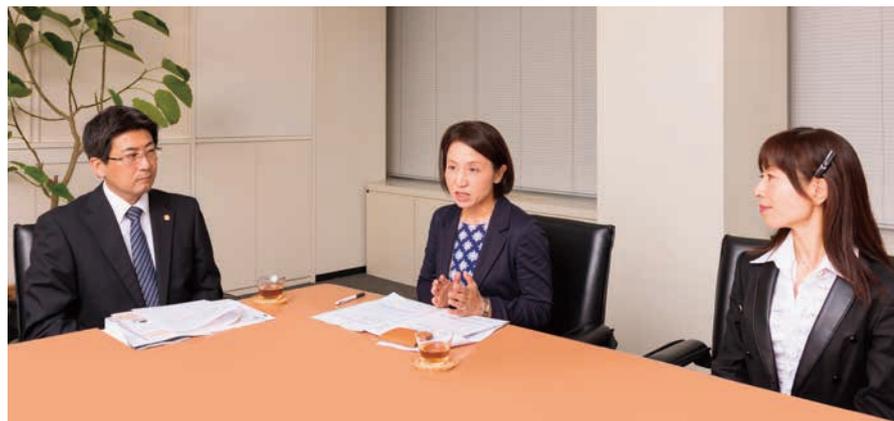
——最後に高垣さんからお願いします。

高垣 現在は、企業もすべてで自前で研究開発するのが困難な時代ですので、大学や他企業の知財を利用することは重要です。知財の中には、活用されないまま眠っているものがあります。知財の維持にはコストがかかりますので、そうした眠れる資産を相互に有効活用することは、双方にとっても、また社会にとっても有益だと考えています。

また、本田さんも指摘していましたが、健康食品業界は知財に対する理解をより深め、他者の知財をリスペクトする風土を醸成していく覚悟が必要だと思います。

知財を重視し、活用していくことが今後の健康食品業界の発展に繋がるのではないのでしょうか。

——活発な議論をありがとうございました。



お問い合わせ

- 東京大学 TLO
TEL: 03-5805-7661 <http://www.casti.co.jp/>
- 特許庁 審査第一部調整課審査基準室
E-mail: PA2A10@jpo.go.jp
- 東洋新薬
<http://www.toyoshinyaku.co.jp>